


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則について			
				区分
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始することに伴い、総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営に関する規則を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号訪問事業国基準相当サービス</li> <li>・第1号通所事業国基準相当サービス</li> <li>・第1号訪問事業緩和型サービス</li> <li>・第1号通所事業緩和型サービス</li> <li>・第1号通所事業短期集中型サービス</li> </ul> <p>(2) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 総合事業において、事業の運営基準方法等を定めることにより、平成29年4月からの総合事業の円滑な実施が可能となる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。